

事務連絡
令和7年9月19日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和7年度災害時情報共有システムの後期訓練実施について

平素より社会福祉施設等の適正な運営の確保にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）については、令和3年度より運用を開始しており、「令和7年度における災害時情報共有システム訓練計画について」（令和7年5月2日当課事務連絡）でご案内のとおり、令和7年5月16日、23日の2日間に前期の災害想定訓練を実施いたしました。

その際、障害と児童のシステムにおいて、アクセスが集中したことでサーバーに負荷がかかり、処理に時間を要した事例が確認されました。システムへの対応は行っていますが、後期の訓練においては、下記のとおり2部制で訓練を実施することといたしますので、各施設所管部署、該当自治体及び管内施設・事業所への周知や協力依頼等、調整方よろしくお願いいたします。

記

1 訓練実施日時

第1回午前の部：令和7年10月17日（金）10:00～13:00
（想定災害：地震）

第1回午後の部：令和7年10月17日（金）13:00～16:00
（想定災害：地震）

第2回午前の部：令和7年10月24日（金）10:00～13:00

（想定災害：地震）

第2回午後の部：令和7年10月24日（金）13:00～16:00

（想定災害：地震）

2 訓練実施自治体

別紙1のとおり

3 訓練実施施設・事業所

別紙1で示す自治体におけるすべての児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設

4 訓練の流れ

別紙2のとおり

5 留意事項

システム操作の方法については、事前に操作マニュアルや説明動画等での確認をお願いいたします。

（参考）システム操作説明動画、資料の掲載場所

- 児童関係施設システム（説明動画）

URL：

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomomenu>

／

- 障害児者関係施設システム（説明動画）

URL：

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofukumenu>

／

- 高齢者関係施設システム（説明資料）

URL：

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/kanri/pdf/manual_kanri_p_6_3.pdf

6 Q & A

昨年度の訓練においてお問合せのあった事項について、以下のとおりQ & Aをお示しいたします。

Q：本訓練における都道府県、政令市、中核市以外の市町村の役割は何か。

A：市町村におかれては、災害時に社会福祉施設等に代わって被害状況を代理入力することができます。本訓練ではシステムへのログイン及び代理入力の方法をご確認ください。

※ 市町村において代理入力が可能なのは児童、障害のシステムのみです。

介護のシステムについては、市町村のうち、政令市のみ代理入力が可能ですが、令和7年11月頃からすべての市町村による代理入力を可能とする改修を行うこととしています。

Q：本訓練では訓練対象となる全ての施設から報告を受ける必要があるか。

A：実際の災害発生時を見据えてご対応ください。

Q：システムのログインIDとパスワードがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A：以下のリンク先の問合せフォーム又はメールアドレスへお問合せください。なお、システムにログインできるか訓練前にご確認ください。

○児童福祉施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaikdmsysinq.nsf/fInquiry?0open>

○障害者支援施設等災害時情報共有システムに関する問合せ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/saigaisfsysinq.nsf/fInquiry?0open>

※児童・障害のシステムにおいては、施設側のログインID、パスワードはありませんので、ご注意ください。

○介護災害時情報共有システムに関する問合せ

介護サービス情報公表システムヘルプデスク

helpdesk@kaigokensaku.mhlw.go.jp

※ ヘルプデスクのメールサーバーは外部のメールアドレスを使用しているため、インターネットの経路を通じて送付ください。

Q：訓練開始及び終了の連絡はどのように行うのか。

A：訓練開始の連絡は、児童及び障害のシステムについては、システムからシステムに登録いただいているメールアドレスあて、介護のシステムについては当省老健局高齢者支援課からご担当課あてメールにより

ご案内します。終了の連絡については、児童及び障害のシステムについては当課から被害状況報告のとりまとめ課あて、介護のシステムについては開始のご案内と同様にメールで行います。

Q : 介護のシステムについて、システムトラブルにより、介護施設・事業所に対して、システムを通じた訓練開始のメールが届かないことが生じた場合は、どのように対応したらよいか。

A : 訓練当日は、システムを通じた連絡が介護施設・事業所側に到着しない場合であっても、訓練の時間内に、被災状況をシステムに入力いただくよう、管内の施設・事業所に対してあらかじめご連絡いただきますようお願いいたします。

Q : 児童と障害のシステムに登録しているメールアドレスがわからない場合はどのように対応したらよいか。

A : システムにログインした後、アカウント編集のページから確認が可能です。

登録済のメールアドレスと実際に使用しているメールアドレスが異なる場合は、訓練前に修正いただくようお願いいたします。

Q : 業務の都合上、訓練の時間内に対応出来ない施設はどうすれば良いのか。

A : 訓練日の翌週月曜日まで報告が可能な状態にしておきますので、その間にご対応いただくようお願いいたします。